

復 命 書

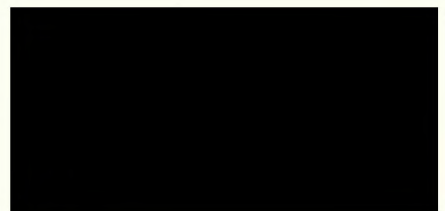
	所長	次長	総務課長	技監	治山課長	係長	課 員
供 覧							
日時	平成 19 年 10 月 25 日 (木) 11 : 00						
出張先	熱海市伊豆山字赤井谷						
用件	無断開発地の現地指導 [redacted] について						
内容 及び 結 果	<p>1 事業者 [redacted]</p> <p>2 開発目的 宅地造成および残土処理</p> <p>3 場 所 熱海市伊豆山字赤井谷 [redacted]</p> <p>4 立会者 [redacted]</p> <p>5 指導内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別添のとおり提出された転用部分の求積図をもとに、改めて現地において転用区域を確認し、[redacted] に対し以下の内容を指示した。 ① 求積範囲の設定が不適当…今回求積された区域以外にも、上流の宅地造成部分が5条森林内であることから、この宅地造成部分についても求積し、転用区域に含めること。宅地面積の考え方は宅地の地盤だけでなく、法面も含める。 ② 「復旧計画」の策定…当初の指導のとおり、全体の対応を『復旧計画書』としてまとめ提出すること。対策が未済の部分については、対策を検討すること。また、いつどのような形で施工するのかを記載すること。 ③ 求積の区分…求積の際に、宅地など「継続して利用する部分」と、緑化するなどして「森林に復旧する部分（利用しない部分）」とに区分を明確にすること。 ④ 今回提出された求積図のなかに、道路の表示があるが実際の線形と違うので見直すこと。また求積はCAD上で設定した測点を現地に落とすなど逆の要領を考えていたようなので、現地での測量をあらためて指導。 <p>6 事業者回答</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指導内容了解。求積は1ヶ月程度かかる。求積が済み次第、農林事務所に連絡する。道路法面など現在未施工部分は来年3月以降実施するつもり。 						

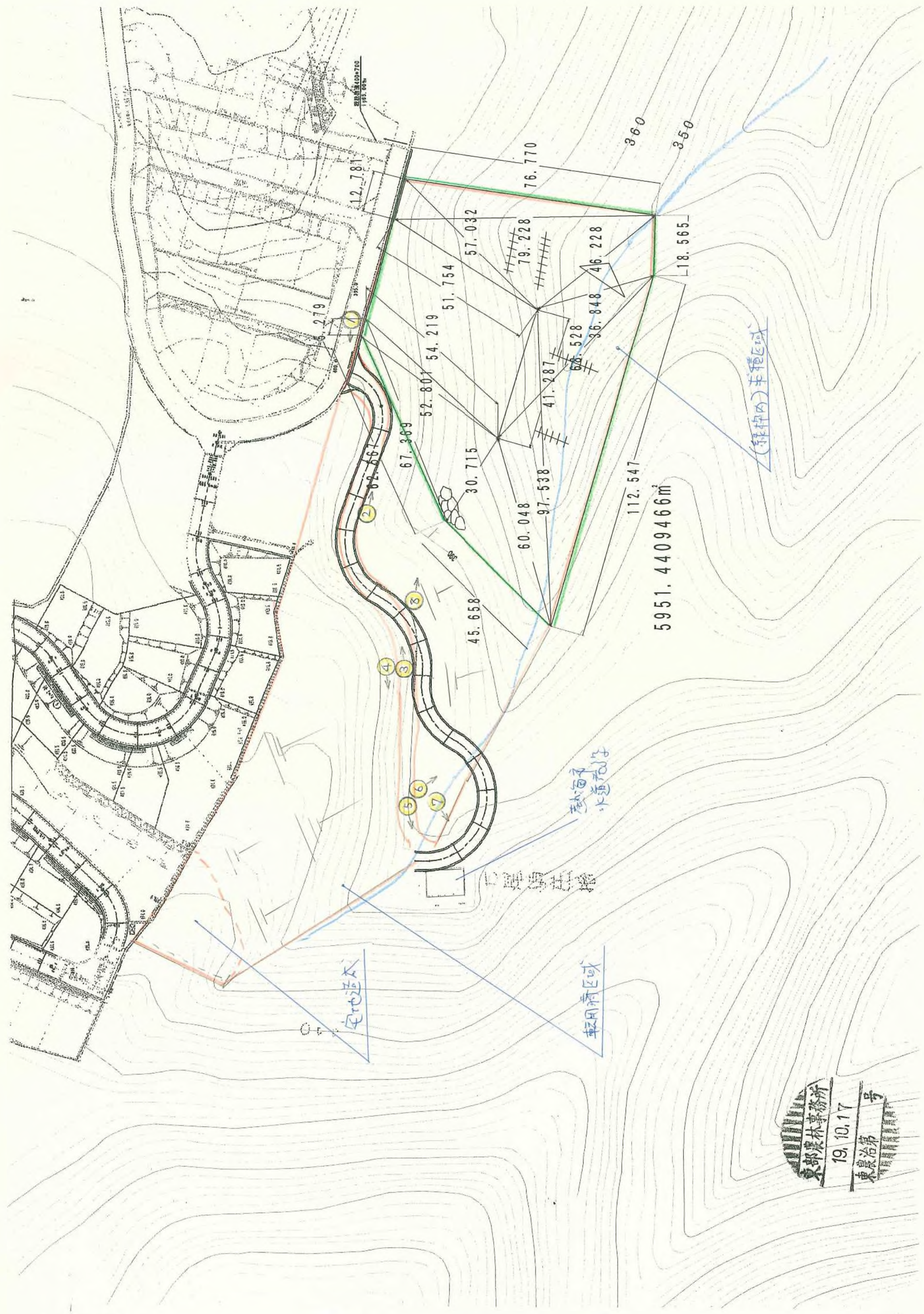
上記のとおり復命します。

平成 19 年 10 月 26 日

東部農林事務所長様

職氏名





空地退本

転用済区域

(緑枠内) 半植区域

越前川
水道沿線

工区境界線

5951.4409466m

東部農林事務所
19.10.17
東農治第 号



①市水道施設管理道入口



②市水道施設管理道



③市水道施設管理道



④宅地造成部分



⑤管理道終点



⑥管理道下



⑦ 同上



⑧ 中流部。管理道下。